

平成29年度

行政監査の結果に関する報告書

(防災資機材の管理状況について)

平成30年3月

島根県監査委員

監 第 1 1 3 号
平成30年3月7日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事 様
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 生 越 俊 一

島根県監査委員 岩 田 浩 岳

島根県監査委員 錦 織 厚 雄

島根県監査委員 後 藤 勇

平成29年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、防災資機材の管理状況に関する行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

なお、監査意見に対する措置については、速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成30年9月末日までに行ってください。

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査の着眼点	1
4	監査実施機関	1
5	監査実施期間	1
6	監査の実施方法	1
第3	監査結果	4
1	監査の結果	4
2	各防災資機材の状況	4
(1)	防災備蓄物資	4
ア	整備・備蓄の目的等	4
イ	整備・備蓄方法及び保管機関	4
ウ	品目及び数量	4
エ	保管・管理状況	4
オ	機能及び品質の保持	5
カ	その他	5
(2)	原子力防災資機材	5
ア	整備・備蓄の目的等	5
イ	整備・備蓄方法及び保管機関	5
ウ	品目及び数量	6
エ	保管・管理状況	6
オ	機能及び品質の保持	6
カ	その他	6
(3)	水防資材器具	
ア	整備・備蓄の目的等	7
イ	整備・備蓄方法及び保管機関	7
ウ	品目及び数量	7
エ	保管・管理状況	7

オ	機能及び品質の保持	8
カ	その他	8
(4)	警察が災害時において使用し得る資機材	8
ア	整備・備蓄の目的等	8
イ	整備・備蓄方法及び保管機関	8
ウ	品目及び数量	8
エ	保管・管理状況	8
オ	機能及び品質の保持	9
カ	その他	9

第4 監査意見

1	総括意見	10
(1)	適切な防災資機材の整備・備蓄について	10
(2)	保管場所の整備や保管方法等の見直しについて	10
(3)	防災資機材の適切な管理について	10
(4)	市町村等関係機関との連携について	10
2	個別意見	11
(1)	原子力防災資機材	11
(2)	水防資材器具	11
(3)	警察が災害時において使用し得る資機材	11
【資料】	防災資機材の整備・備蓄状況一覧表	12

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

第2 監査の概要

1 監査対象事務

防災資機材の管理状況について

2 選定理由

平成23年3月に発生した東日本大震災は、想定を遙かに超えた甚大な被害を与え、多くの人命が失われたところであり、近年においても、熊本地震、鳥取県中部地震やゲリラ豪雨等の自然災害が頻繁に発生している状況である。

こうしたことから、これらの災害に備えた防災資機材の実態を把握するとともに、その管理状況等について検証し、もってその機能強化に資するものとする。

3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

ア 適正な防災資機材の調達、確保が図られているか。

イ 防災資機材が適切な場所に保管され、災害等の発生時に迅速に活用できる態勢であるか。

ウ 定期的に確認を行い、その品質や機能が保持され、または補充並びに適正な廃棄がされているか。

エ 市町村等関係機関との連携、役割分担など、効率的な資機材の整備・配置がされているか。

4 監査実施機関（表1）

島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編・原子力災害対策編）において、各災害種別毎に防災資機材の整備について規定されており、9種類の資機材のうち、自然災害等広範囲の災害に対応し得る重要なものであって、県が直接整備・備蓄している4種類の資機材を選定し、その所管課の4課及び主要な保管機関の延べ21機関を監査実施機関とした。

5 監査実施期間

平成29年12月6日（水）～22日（金）

6 監査の実施方法

所管課4課と各資機材の保管機関8機関（一部所管課と重複）は実地監査を、それ以外の保管機関12機関は、書面監査を行った。

(表1)

監査対象防災資機材及び監査実施月日一覧

災害種別	防災資機材名	監査実施機関		監査実施日
		所管課	保管機関	
災害全般	防災備蓄物資	防災危機管理課 (防災部)	防災危機管理課	12月22日
			隠岐支庁県民局	12月 6日
			西部県民センター	12月19日
原子力災害	原子力防災資機材	原子力安全対策課 (防災部)	原子力安全対策課 (原子力環境センター)	12月22日
			松江保健所	12月 6日
			出雲保健所	12月 6日
			中央病院	12月21日
			県警機動隊	12月21日
風水害	水防資材器具	河川課 (土木部)		12月22日
			隠岐支庁県土整備局	12月 6日
			松江県土整備事務所	12月 6日
			出雲県土整備事務所	12月22日
			県央県土整備事務所	12月 6日
			県央県土整備事務所大田事業所	12月 6日
			浜田県土整備事務所	12月19日
災害救助全般	警察が災害時において使用し得る資機材 (災害警備用装備資機材)	警備第二課 (警察本部)		12月22日
			県警機動隊	12月21日
			松江警察署	12月21日
			出雲警察署	12月 6日
			大田警察署	12月 6日
			川本警察署	12月 6日
			江津警察署	12月 6日
			浜田警察署	12月 6日
合 計 (延べ数)		4 課	20機関 (21機関)	

※ **太字**は、実地監査を実施した機関

(表 2)

防災資機材の概要

防災資機材名	整備・備蓄の目的及び根拠法令等	主な防災資機材
防災備蓄物資	<p>【目的】</p> <p>災害時の県民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材の備蓄、調達、輸送体制の整備をすることにより、人命危険及び生活上の制約の防止に資することを目的とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>災害対策基本法第40条の規定に基づき島根県防災会議が策定した島根県地域防災計画及び島根県備蓄物資整備計画</p>	<p>白飯（アレルギー対応）、わかめご飯（アルファー化米）、白粥（同）、梅粥（同）、乾パン、粉ミルク、保存水、飲料水、ほ乳瓶、浄水器、給水袋、鍋、ひしゃく、カセットコンロ、毛布、子供用紙おむつ（新生児～Lサイズ）、大人用紙おむつ（各サイズ）、生理用品、ゴミ袋、簡易トイレ、トイレレットペーパー、トイレ用テント、防水シート（各サイズ厚手）、救急箱、避難所用間仕切り、ガソリン携行缶、発電機、LED投光機、コードリール、バケツ、懐中電灯ほか</p>
原子力防災資機材	<p>【目的】</p> <p>原子力発電所の運転等に伴い、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害に際し、県民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする放射線量の測定や防災業務に携わる要員の被ばく予防を目的とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、災害からの復旧を図るための対策を定めた島根県地域防災計画（原子力災害対策編）及び島根県警察災害警備計画</p>	<p>携帯型衛星回線電話等各種電話、携帯型防災行政無線機、情報共有システムwebカメラ、モニタリング活動用車両、各種線量率測定器、各種サーベイメータ、可搬型Ge半導体γ線スペクトルメータ、各種サンプラー、特殊防護服、防護服、防護マスク、長靴、帽子、ゴム手袋、発電機、就寝用具、除染シャワーテント、食料（アレルギー対応）、個人用線量計、体表面モニター、ホールボディカウンタ、収納ケース、防塵マスク、除染ベッド、除染キット、ポータブル無菌室、各種廃棄物保管庫、空気ボンベ、空気呼吸器、移動式簡易洗浄機、防護服用マイクロホンセット、安定ヨウ素剤ほか</p>
水防資材器具	<p>【目的】</p> <p>洪水、雨水出水、津波、高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、水防管理団体である市町村からの要請に基づき提供するための補完的な備蓄、整備する資材・器具である。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>島根県地域防災計画及び水防法第7条の規定に基づき策定された島根県水防計画</p>	<p>掛け矢、のこぎり、スコップ、ツルハシ、斧、たこづち、鍬、ギムネ、ペンチ、鉋、金棒、照明具、救命胴衣、手箕、ハンマー、クリッパー、ジョレン、鎌、鉄線、竹、杭、鉄杭、かすがい、縄、筵、空俵、ビニール袋（土のう袋）、麻袋、吹、ロープ、メガホン、針金、コモ、防水シート、鋼管、塩ビパイプ、水防マットほか</p>
警察が災害時において使用し得る資機材 (災害警備用装備資機材)	<p>【目的】</p> <p>県民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害などあらゆる災害から保護し、公共の安全と秩序を維持すること並びに警察官の受傷事故防止を目的とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>災害対策基本法及び防災基本計画の規定に基づき策定された国家公安委員会・警察庁防災業務計画及び島根県地域防災計画、島根県警察災害警備計画（各警察署災害警備計画）</p>	<p>投光機、ジャッキ、チルホール、チェンソー、リヤカー、直流交流交換器、救命索発射機、生存者探査機、マネキン、簡易テント、梯子、ハーネス、レンジャーロープ、ザイル、救命用具セット、滑車、エイト環、カラビナ、ドンゴロス、パール、スコップ、ハンマー、強力ライト、遺体収容袋、ガス検知器、ガラスカッター、携行缶、シャックル、レンヘル、救助用重量物排除用具、ウィンチ、ブローアイ、伸縮式画像探索機、人工蘇生器、エンジンカッター、弁慶、探索棒、削岩機、救助用三脚、消毒液、担架ほか</p>

第3 監査結果

1 監査の結果

監査実施機関における防災資機材の管理については、概ね適切に行われていると認められた。

2 各防災資機材の状況

(1) 防災備蓄物資

ア 整備・備蓄の目的等

災害対策基本法に基づき、県はその地域に係る防災計画（以下「地域防災計画」という。）を策定し、その計画では、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項及びそれらの措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する事項を定めることとされている。

そのうち、防災備蓄物資については、県内での被害が最大となる宍道断層による地震被害（地震想定：M7.1、冬季18時発生）を想定して、島根県備蓄物資整備計画を策定し、被災者等の生命維持に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品、救助用資機材を計画的に備蓄している。

イ 整備・備蓄方法及び保管機関

島根県備蓄物資整備計画では、物資を県が直接備蓄するほか、災害時応援協定に基づく流通備蓄を有効活用することとしているが、山陰地方は発災時には物流が遮断することが懸念されるため、直接備蓄に重点を置いている。

整備品目及び数量については、被害想定に基づき、短期避難所生活者等(37,200人)及び災害救助従事者(4,200人)の概ね3日分に相当する食料・飲料水・生活必需品等の物資や救助用資機材の備蓄体制を整備しており、内訳として、県、市町村、県民がそれぞれ1日分ずつを備蓄することを目標としている。

物資の保管機関としては、防災危機管理課（島根県広域防災拠点）及び西部県民センター（島根県浜田防災備蓄倉庫）に分散備蓄するとともに、品目、数量は限られるものの、隠岐支庁にも整備している。

ウ 品目及び数量（別紙「防災資機材の整備・備蓄状況一覧表」のとおり）

品目及び数量については、被害想定に基づき、必要な品目、数量が計画的に整備・備蓄されている。

また、食料の更新に際しては、市町村担当者などからの様々な情報を参考にし、品目の選定をしている。

なお、食料などの賞味期限を有するものについては、期限前に有効活用することとし、生活困窮者支援を行う社会福祉協議会などへ提供したり、防災訓練時にも活用している。

エ 保管・管理状況

各保管機関とも、備蓄物資専用の建物又はスペースを確保して品目毎に整理されており、品目によっては、重量のあるものもあることから、搬出が容易にできるよう品目毎にパレット（台車）に搭載した状態で保管するとともに、搬出訓練時に

は、パレットの移動方法を体得させ、搬出作業時の事故防止にも努めている。

保管台帳は品目毎に整備し、受入、搬出、在庫数量等必要な事項が記載されているが、台帳管理は一括所管課が行っており、保管機関はその確認用に手入れをしている程度である。

また、民間業者からの寄贈品も保管しているが、計画備蓄品とは別に台帳が整理されている。

備蓄物資の整備・更新等は全て所管課が行っており、保管機関は保管場所での管理のみを行っている。

オ 機能及び品質の保持

賞味期限のある品目については、品質保証書を提出させて品質保持に努め、発動機については、年1回使用訓練を行い、稼働確認をしているが、その他については使用訓練は行っていない。

カ その他

一部の品目は、各消防本部（画像探査機）へ貸し出しているほか、学校行事の際に防災用品展示として、希望に応じて貸出等も行っている。

離島における搬送手段は重要であるため、海運業者のチャーター船を確保しているほか、浦郷警察署の警備艇や自衛隊のヘリコプターも活用できるよう関係機関との連携体制も整備している。

災害支援活動の拠点としての備蓄倉庫の運営要領で、備蓄と集配基地機能や備蓄物資の一時保管及び配送機能としての供給手順等が定められている。

年に1回行われる総合防災訓練において、東西の備蓄倉庫で概ね2年に1回は被災市町村からの要請に基づく物資の提供に係る緊急支援物資搬送訓練を行うこととしている。

(2) 原子力防災資機材

ア 整備・備蓄の目的等

県は島根県地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、原子力発電所の運転等に伴い、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害に際し、県民等の生命、身体及び財産を保護するために、放射線量の測定機器や防災業務に携わる要員の被ばく予防を行う各種防災資機材を計画的に整備・備蓄している。

大規模な自然災害等との複合災害において、被ばくの恐れのある傷病者への医療や関係機関との連携を強化するため、県は原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害医療体制を整備している。

また、放射性ヨウ素による内部被ばくを予防するため、非放射性ヨウ素製剤である「安定ヨウ素剤」を備蓄あるいは住民へ事前配布している。

イ 整備・備蓄方法及び保管機関

原子力災害対策用の防災資機材については、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を財源として必要な資機材を年次計画で整備している。

その必要数については、原子力災害に係る業務継続計画（BCP）を策定し、必要数の見直しをするなどした上で整備、更新を行っている。

保管機関である所管課及び原子力環境センターには、放射線量測定のための機器

や測定作業に当たる要員用の防護用資機材を整備・備蓄している。

県警機動隊等には、避難誘導や交通規制、緊急輸送支援、犯罪の予防に必要な資機材及びこれらに当たる警察官の被ばく予防用の資機材を整備・備蓄している。

安定ヨウ素剤については、配布対象住民分を関係市等へ配布した上で、その予備とするヨウ素剤及び服用に必要な機材を県東部の各保健所に整備・備蓄している。

また、原子力災害拠点病院である県立中央病院には、拠点病院としての主たる役割である被ばく傷病者に対する専門医療の実施や原子力災害医療派遣チームの整備に必要な資機材（医療従事者等が放射線防護を行うために必要な資機材や放射線量評価を行うための各種測定機器、被ばく診療に必要な設備や医薬品、除染に必要な各種資機材）を原子力災害拠点病院等の施設要件（原子力規制庁）に従い、整備・備蓄している。

ウ 品目及び数量（別紙「防災資機材の整備・備蓄状況一覧表」のとおり）

原子力防災資機材は、前述の交付金を財源として整備するため、基本的には、関係市や民間協力企業分についても県が全て調達して貸し出すこととなっている。

今年度、原子力災害に係る業務継続計画を策定し、品目、数量も新たな基準で決定しており、計画的に整備されるが、周辺4市分は暫定数であり、また、民間の協力企業等の要員分は、必要数を精査した上で、数量を決めていく予定である。

警察が使用する原子力防災資機材については、島根県警察災害警備計画に基づき本部で整備品目を整備しているが、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）を契機に大きく見直され、整備基準も変動している。

エ 保管・管理状況

各保管機関とも原子力防災資機材専用の部屋等を確保し、保管台帳を整備し、適切に保管・管理されているが、安定ヨウ素剤については、所管課が作成した保管台帳に基づいて管理している。

原子力環境センターでは、資機材が用途毎にケースに入れられてセットで管理されており、必要なときにすぐに持ち出せるよう工夫されていた。

一方、福島原発事故以降、資機材が増える中、保管スペースが十分でなく、詰め込まれている状態で、搬出時に支障となる恐れのある保管機関が見受けられた。

オ 機能及び品質の保持

放射線量測定機器については、2年に1回業者に委託して校正点検を行い、その他の資機材については、年に1回実施される防災訓練の中で点検を行っている。

安定ヨウ素剤については、年に1回所管課立ち会いの上で、品名、規格、保管数量、品質、使用期限などの点検を行っている。

原子力災害拠点病院用の資機材として整備されている測定機器については、毎週動作確認を行っている。

警察が使用する原子力防災資機材については、四半期毎に使用訓練を行っており、機械類はエンジンの始動による確認を、防護服などは着用して機能性のチェックをしているほか、所管課による巡回指導による点検も行っている。

カ その他

放射線量測定機器などは、一般からの測定の希望に応じて貸し出しているが、その他については、災害対策業務に当たる要員の被ばく防止用のものが大半であり、

貸し出すことを想定していない。

原子力災害拠点病院用の資機材は、発災時に不足する場合は、島根県放射線技師会から測定機器等が借用できるよう協定が結ばれている。

資機材の運搬は、固定式の測定機器以外は、災害対策業務で活動する要員の行動手段（公用車等）で運搬することとしており、警察が使用する資機材は、専用の運搬車両があり、災害事案毎に積み替えをするなどして運搬手段を確保している。

（３）水防資材器具

ア 整備・備蓄の目的等

水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波、高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として策定する島根県水防計画（以下「県水防計画」という。）において、水防管理団体である市町村からの要請に基づき提供するため、補完的に整備・備蓄をする資材・器具である。

イ 整備・備蓄方法及び保管機関

水防資材器具は、水防管理団体が行う水防活動に必要な資材、工具類であり、水防管理団体が有する資材器具を補完するものであることから、水防管理団体を管轄する隠岐支庁（県土整備局）及び各県土整備事務所に整備・備蓄している。

ウ 品目及び数量（別紙「防災資機材の整備・備蓄状況一覧表」のとおり）

水防資材器具の品目については、県水防計画において例示する水防管理団体が整備・備蓄すべき資材器具の標準的な品目に準じて整備することとされているが、近年、水防資材器具を提供した実績がなく、現行の品目・数量が適切かどうかの検証は行われていない。

そのため、水防管理団体に備蓄している品目と異なっているものや現在の水防活動で使用するかどうかわからないものもあり、発災時に水防活動が効果的にできない恐れがある。

エ 保管・管理状況

各保管機関とも、県水防計画に掲載している様式第２７号表（県有水防倉庫並びに県有資材器具一覧表）を保管台帳と位置づけているが、同様式は、資材器具の現有数をまとめたもので、劣化等に伴う廃棄や購入等の出入り管理はしていない。年に一度の必要量調査時に数量確認等により手入れをするが、数量を上書きするのみで、購入時期等の記載もないことから劣化等による更新時期の目安とならず、保管台帳としての情報量が不足している。

保管場所としての水防倉庫は、一部を除き保管機関から離れた重要水防区域対象河川に隣接する場所等に設置されており、要請に基づいて資材器具を提供する場合には即応性に欠ける恐れがある。そのため、一部の保管機関では、水防倉庫の鍵を水防管理団体に貸し出しているところや貸出を検討しているところがあった。

水防倉庫については、一部において、電線自体が配線されていないため、電灯が設置されていないところや、倉庫内の配置図や品目の表示がないところも見受けられ、また、倉庫前に排ガードレールなどの不要物品が置かれているなど、搬出作業に支障を来す恐れがある。

オ 機能及び品質の保持

一部の保管機関を除いては、劣化による使用不能等の点検ではなく、数量確認程度に止まっている。

なお、資材器具を使うのは、水防管理団体であることから、使用方法の訓練は行っていない。

カ その他

使用期限のある資材器具は少なく、年次計画的な更新計画はない。数量点検時に劣化や毀損等による更新を要するものを県全体の予算の範囲内で更新している。

各保管機関とも、毎年度、出水期前に関係機関を対象とした担当者会議や連絡調整会議等を開催し、県水防計画の改正内容や水防倉庫内の資材器具も含めた情報提供を行うなど連携を図っている。

(4) 警察が災害時において使用し得る資機材（災害警備用装備資機材）

ア 整備・備蓄の目的等

島根県警察では、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（以下「国計画」という。）の規定により策定することとされている島根県警察災害警備計画（各警察署災害警備計画）に基づき、発災時に迅速な救出救助活動を行い、県民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持すること並びに警察官の受傷事故防止のためにあらゆる災害に対応できる各種災害警備用装備資機材を整備・備蓄している。

イ 整備・備蓄方法及び保管機関

資機材は、警察庁が調達し各県へ配置するもののほか、国費で整備されない品目や不足するものは県費で整備している。

なお、資機材の整備基準は、国計画の整備基準が大きな災害の都度見直されるため、県の整備基準もそれに合わせて見直しを行っている。

保管機関は、大規模災害等における初動対応をする各警察署及び本格的救助活動を行う県警機動隊である。

ウ 品目及び数量（別紙「防災資機材の整備・備蓄状況一覧表」のとおり）

整備する品目については、各種災害での人命救助活動に使用するものであることから、多種多様な資機材から成っており、特に、東日本大震災以降、救助活動に当たる警察官が身を守るための資機材が増加している。

数量は、救助活動を行う保管機関毎の警察官の数等により必要数を算出している。

エ 保管・管理状況

各保管機関とも、資機材毎に適切に品目表示をした上で保管している。しかし、東日本大震災以降、資機材が増加している中、その保管スペースは手狭となっており、倉庫や車庫、コンテナ等に分散されており、初動対応への影響が懸念される。

なお、機動隊では、どの災害種別にも使用し得る品目については、予め運搬専用の車両に搭載し、発災時に種別に応じた資機材を追加搭載することとしている。

救助活動要員の食料等は、県備蓄倉庫を借用して備蓄しており、賞味期限のあるものについては、炊き出し訓練などで有効活用している。

保管台帳については、国有物品と県有物品を区別して整備されているが、資機材の主たる所管が各警察署の多課に渡ることや毎月行われる訓練等でも使用することがあるため、貸出管理も兼ねる様式にしたり、資機材の概要や写真をセットにした台帳とするなど各警察署毎に工夫している。

オ 機能及び品質の保持

保管機関では、四半期毎に点検を行ったり、毎月実施される各種訓練において資機材を使用する訓練の際は併せて点検を行うなど、いつ災害が発生しても活用できるよう機能や品質の保持に努めるとともに、使用訓練で各資機材の使い方を体得させることにより、迅速かつ的確な救助活動ができるよう努めている。

所管課においては、訓練結果の報告を求め、資機材の点検結果とともに、訓練状況の把握にも努めている。

カ その他

資機材の更新は、耐用年数等を考慮し、整備計画を立てているが、訓練等に伴う破損等により変動することもある。

災害救助に当たっては、関係機関との連携が重要であるが、被災地での活動には自隊保有の資機材を使うこととなっていることから、重機などの借用等を除いては資機材の連携は想定していない。

機動隊においては、東日本大震災以降増加した資機材の保管スペースの確保について、平成32年新庁舎移転により解消を図り、管理の明瞭化、容易化を実現し、適正管理の徹底と出動の迅速化を図ることとしている。

第4 監査意見

1 総括意見

平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、平成28年4月の熊本地震、同年10月の鳥取県中部地震などによる震災、さらには平成29年7月の九州北部豪雨などの豪雨や豪雪、竜巻などの自然災害が全国各地で頻繁に発生しており、その被害はこれまでの想定を遙かに超えたものであることから、被災地における対応は、たびたびその見直しを余儀なくされている。

特に、原子力発電所を有する本県においては、地震やそれに伴う津波による放射能漏れなどの原子力災害に対応する必要もあり、必要な防災資機材の整備・備蓄を図るとともに、その適切な管理が不可欠である。

本県を始め、県内市町村は財政的に脆弱であることから、限られた予算、人員の中で、計画的に、より有効で効率的な整備と管理を図らなければならない。

また、本県は東西に細長く、山間地も多く、離島を有している地理的条件からも防災資機材の配備や輸送手段の確保について、十分考慮しなければならない。

こうしたいつ発生するかわからない大規模な自然災害や火災などの事故災害に適切に対応し、県民の生命と財産を守るための取組みは、県政の重要な課題の一つである。

については、災害が発生したときに備え、尊い人命が失われることがないように、防災を担当する関係機関が、防災、応急対策、災害復旧などの対策を効率よく役割分担し、相互に連携を図りながら、県民の安全・安心の確保に向け、以下に述べる意見に留意し、より一層効率的、効果的で適切な防災資機材の整備と管理に努められたい。

(1) 適切な防災資機材の整備・備蓄について（共通）

災害は、いつ発生するかわからず、その規模は広域化又は複合化しており、それに対応する防災資機材も日々進化するなど、有効な防災資機材も変わってきていることから、常に最新の情報を把握し、整備基準や整備計画は小まめに見直しを行い、限られた予算を有効に活用して適切な防災資機材の整備・備蓄に努められたい。

(2) 保管場所の整備や保管方法等の見直しについて（共通）

防災資機材の搬出・提供は、発災時の要請等に的確に応える必要があることから、保管場所の所在や倉庫内での配置図、品目表示等の不備などにより、資機材の活用の支障になることのないよう施設のあり方を含め、保管方法等の改善に努められたい。

また、同時に使用する資機材を、予めケースなどに入れてセットしておくなど、スムーズな対応等が可能となる方法の工夫に努められたい。

(3) 防災資機材の適切な管理について（共通）

防災資機材は、通常は使用することは少なく、日常業務の中での管理意識は希薄になりがちであり、また、担当職員の異動等により、管理手順や点検時期も適切に引き継がれないことも懸念されることから、点検や使用訓練、提供方法などのマニュアルや手順書を整備するなど、防災資機材の適切な管理に努められたい。

(4) 市町村等関係機関との連携について（共通）

県内で大規模な災害対応を経験した職員は少なく、発災時に適切な対応ができないことも懸念されることから、市町村等からの資機材の提供要請等に基づく対応が適切にできるよう、防災訓練等における関係機関との連携強化に努められたい。

2 個別意見

(1) 原子力防災資機材（原子力安全対策課）

資機材の保管スペースが十分になく、一部保管場所では、倉庫内での搬出作業を行うスペースの確保が困難な状況にあり、発災時の搬出の即応性に欠けることも懸念される。

については、管理委託や倉庫の借用等も含め、今後の資機材の増加等にも対応できるよう十分なスペースの確保に努められたい。

(2) 水防資材器具（河川課）

水防資材器具については、品目、数量とも多いうえ、保管場所での劣化の確認が難しく、更新すべき時期が判断しづらいことから、保管台帳を品目毎に更新時期の目安にもなるような様式に見直すよう努められたい。

整備品目については、水防管理団体の整備品目と異なるものや現在の水防活動で使用するかどうかわからないものがあり、実際の水防活動に支障を来す恐れがある。

また、近年の災害の状況や技術の進歩により、新たに資機材として整備・備蓄すべきものがあることも考えられる。

水防倉庫についても、一部を除き保管機関から離れた場所に設置されており、水防管理団体からの提供要請への即応性に欠ける恐れがある。

については、県が備蓄する水防資材器具が、水防管理団体の備蓄品目の補完的役割であることを考慮し、品目や数量が適切であるか、保管場所等が水防活動の支障とならないか等を検証した上で、そのあり方を検討されたい。

(3) 警察が災害時において使用し得る資機材（警備第二課）

警察が使用する防災資機材の保管場所は、いずれも手狭で、倉庫のほか車庫等にも分散している保管機関が多く、発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念されることから、十分な保管スペースの確保に努められたい。

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **防災備蓄物資**

防災資機材品目名(規格等)		防災危機管理課	隠岐支庁県民局	西部県民センター	備 考
		(広域防災拠点)	(隠岐合庁外)	(浜田防災備蓄倉庫)	
白粥(アルファ化米)	袋	8,550	200	2,450	
梅粥(アルファ化米)	袋	8,500	230	2,000	隠岐：島前集合庁舎に30缶
わかめご飯(アルファ化米)	袋	4,170	10		
白飯(アレルギー対応)	袋	1,789		600	
乾パン(1缶64食)	缶	385		222	
スーパーバランス(1缶50食)	缶	672			
フリーズドライ(1缶50食)	缶	672			
粉ミルク(800g)	缶	44		28	
保存水(ミルク用)1.5L	本	136		24	
保存水(ミルク用)500ml	本	312	48		
飲料水(2L)	本	2,470		1,200	
飲料水(500ml)	本	5,904		2,928	
ほ乳瓶	本	200		100	
浄水器	基	4		4	
ガソリン携行缶(10L)	個	4		4	
簡易組立水槽(2200L)	基	4		4	
給水袋(背負い式6L)	袋	4,200		2,100	
カセットコンロ	個	50		27	
カセットガス(250g×3)	組	45		26	
なべ	個	50		27	
ひしゃく	個	50		27	
毛布	枚	18,325	420	6,750	隠岐：西ノ島ヘリポートに300枚 県トラック協会に300枚
子供用紙おむつ(新生児用)	枚	2,226		3,830	
子供用紙おむつ(Mサイズ)	枚	258		3,580	
子供用紙おむつ(Lサイズ)	枚	456		3,296	
大人用紙おむつ(Sサイズ)	枚			560	
大人用紙おむつ(M-Lサイズ)	枚	600		1,100	
大人用紙おむつ(L-LLサイズ)	枚	690		990	
生理用品	枚	19,508		8,160	
ゴミ袋(45L)	枚	7,880		4,100	
簡易トイレ	個	355		101	県トラック協会に100個
簡易トイレ用薬剤(1箱100回分)	箱	440		136	県トラック協会に16箱
トイレ用テント	基	245		137	県トラック協会に10基
トイレトペーパー	R	960		1,680	県トラック協会に180R
防水シート(Mサイズ)	枚	6,610	30	2,800	県トラック協会に30枚
防水シート(Lサイズ)	枚	258		141	
防水シート(LLサイズ)	枚	130		70	
救急箱	箱	44		21	
避難所用間仕切り(段ボール製)	箱	19			備蓄計画外(寄贈品)
避難所用間仕切り(ナイロン製)	基	496	4	250	
避難所用更衣テント	基	48	1	25	
ガソリン式発電機	基	50		25	
ガソリン携行缶(発電機用)	個	100		50	
ポータブルLED発電機(ガス式発電機エネポ)	台	23	1	12	

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **防災備蓄物資**

防災資機材品目名(規格等)		防災危機管理課	隠岐支庁県民局	西部県民センター	備 考
		(広域防災拠点)	(隠岐合庁外)	(浜田防災備蓄倉庫)	
LED投光機(充電式1スミライト)	台	50		25	
LED投光機(充電式2スミライト)	台	23		12	
LED投光機(床置型)	台	23		12	
コードリール	台	50		25	
バケツ	個	267		137	
バール(細)	本	46		28	
バール(太)	本	19		14	
懐中電灯	本	54		30	
電池(単2:懐中電灯用)	個	220		120	
軍手	双	348		236	
テント	張	4		2	
担架	台	4		2	
救命ボート	艇	2		2	
ライフジャケット(大人用)	個	10		10	
ライフジャケット(子供用)	個	2		2	
画像探索機	機	4		2	消防本部へ貸出

防災資機材等の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **原子力防災資機材**

防災資機材品目名(規格等)		原子力安全対策課	中央病院	松江保健所	出雲保健所	県警機動隊	備 考
		(原子力防災センター・ 原子力環境センター・ 消防学校・防災航空隊)	(感染症棟保管庫 同保管庫前廊下 核医学管理室 外)	(1階準備室)	(検査室)	(防災倉庫1～5 ボンベ室・機器庫 新車庫倉庫・隊庭)	
携帯型衛星回線電話	台	7					イリジウム衛星携帯電話
I P 電話	台	11					
情報共有システムwebカメラ	台	5					
ホワイトボード	枚	2					
UPZポスト及び防護措置の単位表示地図	枚	1					
携帯型防災行政無線機	機	38					
情報共有システム端末	台	1					
線量率測定器(モニタリング・ステーション)	式	24					
線量率測定器(可搬型モニタリング・ポスト)	式	64					
線量率測定器(簡易型モニタリング・ポスト)	式	80					
モニタリング活動用車両	台	5					
NaIシンチレーション	個	13					
ZnSシンチレーション	個	3					
中性子モニター	器	1					
サーベイメータ(GM管式)	基	20	6				
サーベイメータ(電離箱式)	基	13	1				
Ge半導体γ線スペクトルメータ	機	3	1				
可搬型Ge半導体γ線スペクトルメータ	機	1					
ローボリウムエアサンプラー	機	15					
ハイボリウムエアサンプラー	機	2					
ダスト用アンダーセンサンプラー	機	2					
特殊防護服	着	5				37	
防護服(タイベックスーツ)	着	480	65				
防護マスク(全面)	個	92					
防護マスク(半面)	個	96					
防護マスク用フィルター	枚	960					
長靴	足	288					
帽子	枚	480					
オーバーシューズ	枚	2,400	24				
綿手袋	双	480					
ゴム手袋	双	2,880	24				
靴下	足	480					
電子式個人線量計(ポケット線量計)	器	814	60				
アラーム付き個人被ばく線量計	器		20				
体表面モニター	台	1					
ハンドフットクロズモニター	式	2	2				
プリンタ	台	1					
表示装置(6面液晶ディスプレイ)	台	1					
パーティションスタンド	器	19					
気象データ表示装置	台	1					
トランシーバ	台	10					
発電機	機	5					
就寝用具等	Set	20					
除染シャワーテント	張	2					
防護区画写真パネル	台	4					
ヘリスポット用着陸支援機材	式	1					
食料(アレルギー対応)	食	21,950					
携帯電話	台	15					
可搬型衛星携帯電話	台	2					ワイドスターII
分離型衛星通信システム	台	1					
ホールボディカウンタ	式		1				
サーベイメータ(シンチレーション)	基		6			1	
サーベイメータ(スペクトロ)	器		1				
電子線量計	個		20				
CAPTUS3000サイト・ロイト・アップ・テークシステム	式		1				
CAPTUS3000ウェルカウンティングシステム	式		1				

防災資機材等の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **原子力防災資機材**

防災資機材品目名(規格等)		原子力安全対策課	中央病院	松江保健所	出雲保健所	県警機動隊	備 考
		原子力防災センター・ 原子力環境センター・ 消防学校・防災航空隊	感染症病棟保管庫 同保管庫前廊下 核医学管理室 外	(1階準備室)	(検査室)	防災倉庫1～5 ボンベ室・機器庫 新車庫倉庫・隊庭	
サーベイメータ(中性子)	器		1				
収納ケース	個		13				
サージカルマスク(1箱50枚)	箱		1				
微粒子マスク(1袋10枚)	袋		2				
ディスポ帽子(1箱100枚)	箱		1				
ゴーグル	個		5				
ディスポ手術衣	着		15				
防塵マスク	個		33				
作業靴	足		50				
除染ベッド	台		1				
除染キット	Set		5			1	
掃除機	台		1				
ヨウ素剤(50掛/粒)	丸		123,100				
ルームヨウ素モニター	台		1				
ルームガスモニター	台		1				
ポータブル無菌室	器		1				
固体廃棄物保管庫	器		4				
液体廃棄物保管庫	個		1				
電子防湿保管庫	器		2				
保管棚	竿		6				
台車	台		1				
ヨウ素剤(25g/瓶)	本			40	37		
全身特殊防護服	着					10	
空気ボンベ(空気呼吸器用シリンダー)	本					20	
空気呼吸器	個					10	
空気呼吸器用広角面体	個					10	
移動式簡易洗浄機	台					1	
防護服用マイクロホンセット	個					25	
防災資機材搬送車両	台					1	
防災倉庫	棟					5	
デジタルカメラ	台					2	
プロジェクター	台					1	
スクリーン	枚					1	
リヤカー	両					1	
フラッシュバー	本					20	
エアータント	張					2	
避難誘導交通制御板	機					1	
工具一式	式					1	
放射線防護楯	枚					2	
暖房機器	器					2	

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **水防資材器具**

防災資機材品目名(規格等)		隠岐支庁 県土整備局	松江県土 整備事務所	出雲県土 整備事務所	県央県土 整備事務所	県央県土 大田事業所	浜田県土 整備事務所
		(城北水防倉庫 隠岐合同庁舎)	(堂形水防倉庫 東津田水防倉庫 広瀬水防倉庫)	(大津水防倉庫)	(川本水防倉庫)	(大田水防倉庫)	(河内水防倉庫 江津水防倉庫)
かけや(掛矢)	丁	10	69	10	4	16	20
鋸(のこぎり)	丁	23	41	16	18	15	19
スコップ	丁	100	122	110	43	112	100
ツルハシ	丁	19	58	15	14	25	37
おの(斧)	丁	2	37	13	7	10	10
たこづち(蝸槌)	丁	2	7	11	1	2	7
くわ(鍬)	丁	32	52	46	24	30	28
ギムネ	丁		5	20			1
ペンチ	丁	10	37	5	11	8	23
なた(鉋)	丁	5	29	10	14	10	13
金棒	丁		11	5	6	11	34
照明具	基	5	7	4	5	1	
救命胴衣	着	9	31	10	18	10	20
てみ(手箕)	枚	53	168	25	11	46	58
ハンマー	丁	8	37	10	10	10	8
クリッパー	丁		10	6	8	3	4
ジョレン	丁		8	20		20	19
かま(鎌)	丁	30	25	40	26	30	30
土のう製作器	個	1	7	1	1	1	1
鉄線	kg		900	100	300	120	200
竹	束					2	
杭(丸太)	本	101	173	800	26	50	390
鉄杭	本						
杭(小)	本		83	420		20	25
かすがい	本		800	200		47	
なわ(縄)	玉	29	162	58	65		125
むしろ(筵)	枚	40	66				
空俵	枚						1,500
ビニール袋	枚	4,100	26,400	5,800	6,600	7,400	7,000
麻袋	枚		900		1,520		100
かます(呷)	枚	9	1,409		250		900
ロープ	m	200	4,500	3,000	200	300	
メガホン	個			2			
針金	kg	101	150	10	15		
ビニールひも	玉		16	65			2
コモ	枚		25				
防水シート	枚	11	17	50			8
鋼管	本			2			
塩ビパイプ	本			2			2
水防マット	枚			2			

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **警察が災害時において使用し得る資機材**

防災資機材品目名（規格等）		県警機動隊	松江警察署	出雲警察署	大田警察署	川本警察署	江津警察署	浜田警察署
		（資機材倉庫・車庫 レスキュー車搭載 コンテナ車搭載）	（資機材庫 大輪車庫）	（A倉庫・車庫）	（装備品倉庫 温泉津広域交番倉庫）	（二機倉庫 車庫・行政室）	（資機材倉庫）	（装備品倉庫 備蓄倉庫 車庫・執務室）
投光機(*)	基	7	3	2	1			5
油圧ジャッキ	基	1	1	3		4		2
チルホール	個	3	1					1
チェンソー(*)	器	7	6	6	2	3	2	6
リヤカー	両	1						
直流交流交換器	器	1						
救命索発射機(*)	機	2		1	1	1	1	1
生存者探査機	機	1						
マネキン	体	1						
簡易テント	張	1	1					
60秒テント	張	1						
梯子(*)	脚	7						
ハーネス(*)	個	4						1
レンジャーロープ(50m)	本	1						
ザイル	本	2						
救助用具セット(*)	式	3						1
滑車	個	6						
エイト環	個	2						
カラビナ	個	20						
雑ロープ(リュック入り)	個	10						
ドンゴロス	枚	3						
パール	本	5						
スコップ	本	5	30	11	10	28	12	28
ハンマー	本	5						1
強力ライト	個	10						
遺体収容袋	箱	3						
ガス検知器(XP-320M)	器	1						
ガラスカッター	個	2						
携行缶(25L)	缶	2						
携行缶(ガソリン)	缶	2	2					3
レスキューチェンソー(*)	機	6						
レスキューブロック(*)	Set	2						
シャックル	箱	4						
ワイヤー	箱	4						
レンヘル	個	10						
救助用重量物排除用具	式	2						
ウィンチ(*)	機	3						
プロアイ	個	1						
伸縮式画像探索機(*)	機	2						
ストロボライト	器	10						
空気呼吸器(*)	器	29		27				
人工蘇生器	Set	1						
エンジンウィンチ(*)	機	2						
エンジンカッター(*)	器	7	3	5	1	2	2	4
立禁テープ	箱	3						
弁慶(*)	個	14	4					12
ボルトクリッパー(*)	個	14						3
コードリール	巻	4						
バスケットストレッチャー	台	2						
スリング	帯	10						
レスキューチューブ	本	2						
探索棒	本	22						
三連梯子(*)	脚	2						
レスキューバンチャー	Set	3						
携帯用コンクリート破壊用具	機	2						
空気呼吸器用ボンベ(300)	本	6						

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **警察が災害時において使用し得る資機材**

防災資機材品目名（規格等）		県警機動隊	松江警察署	出雲警察署	大田警察署	川本警察署	江津警察署	浜田警察署
		（資機材倉庫・車庫 レスキュー車搭載 コンテナ車搭載）	（資機材庫 大輪車庫）	（A倉庫・車庫）	（装備品倉庫 温泉津広域交番倉庫）	（二機倉庫 車庫・行政室）	（資機材倉庫）	（装備品倉庫 備蓄倉庫 車庫・執務室）
空気呼吸器用ボンベ(150)	本	12						
担架セット(*)	台	2	3	3		2		5
発動用発電機(*)	基	9	3	3	2	2	1	9
救助用支柱用具(*)	Set	2						
エバックハーネス	個	2						
救助用三脚(*)	脚	2						
消毒液	缶	1						
絶縁手袋	双	6						
エンジンカッターⅡ型(*)	機	2						
削岩機(*)	基	6		1				1
バルーン型投光機(*)	機	4						
電気ハンマードリル(*)	機	3						
ミニレッカー(*)	台	9						
エアダスター	本	2						
折りたたみ運搬車(*)	台	1						
簡易トイレ用凝固剤	個	102						
ゴアテックス合羽	着	20						
ゴム付き胴長靴	着	24	31	26	11	11	7	32
手袋(薄手)	双	24						
手袋(厚手)	双	33						
パイルマット	枚	14						
感染防止セット	Set	32						
つるはし	本		7	34	21	4	11	35
のこぎり	本		24	13	4	12	7	20
可搬式標識	器		1					
とびくち	器		21	17	7	4	5	15
ゴム長手袋	双		31	52	20	14	7	26
踏み抜き防止板	器		14	26	11	3	5	26
救命ボート(折畳式)	艇		1					1
船外機	機		1	1		2	1	2
救命ボート(ゴム式)	艇			1	1	1	1	1
救命ボート(プラスチック)	艇			1		1		
信号機電源付加装置	式		8		2	1		
緊急通行車両確認標章	個		500	500	100	300	100	900
寝袋	袋		36	24	10	12	7	26
毛布	枚		50	48	23	14	31	28
簡易トイレ	個		321	254	598	182	378	454
簡易トイレセット	個		3	3	1	1	1	3
ゴーグル	個		31	26	11	12	7	26
土嚢袋	枚							300
救命索発射銃薬莢	箱							7
チェンソーオイル	缶		1					1
救命胴衣	着		170					64
救命浮環	個		2					3
ベンリーテント(更衣用)	張		1					3
木槌	本							2
金てこ	本		47					5
なた	本							3
鎌	本		6					5
遠照射ライトシステム	式							1
探索用カメラ	式							1
災害用ヘルメット	個		31					21
レスキューキット	式		1					2
拡声器	個		5					5
衛星携帯電話	器		1					1
ゴージャッキ	台		1					6

防災資機材の整備・備蓄状況一覧表

資機材名称： **警察が災害時において使用し得る資機材**

防災資機材品目名（規格等）		県警機動隊	松江警察署	出雲警察署	大田警察署	川本警察署	江津警察署	浜田警察署
		（資機材倉庫・車庫 レスキュー車登載 コンテナ車登載）	（資機材庫 大輪車庫）	（A倉庫・車庫）	（装備品倉庫 温泉津広域交番倉庫）	（二機倉庫 車庫・行政室）	（資機材倉庫）	（装備品倉庫 備蓄倉庫 車庫・執務室）
天幕テント(*)	張	1						
四方幕(*)	張	1						
地下埋設物探知機(*)	機	2						
エアツール(*)	式	2						
ブッシュプルラム(*)	式	1						
クイックチェーン(*)	式	1						
可搬式高圧放水器(*)	台	2						
災害救助活動用防寒服(*)	着	48						
スケッドストレッチャー(*)	式	2						
冷凍冷蔵庫(*)	台	1						
部隊用緊急補給装置(*)	台	1						
ナビゲーション(*)	台	4						
酸素溶断機(*)	台	1						
破壊用具(*)	台	10						
エアテント(*)	張	1						
油圧式ボルトクリッパー(*)	台	3						
エアージャッキ(*)	台	2						
手工具セット(*)	式	5						
小型レスキューツール(*)	式	1						
テントセット(*)	式	3						
携帯用コンクリート破壊用具(*)	式	2						
エアダスター(*)	台	1						
充電式鉄筋カッター(*)	台	1						
現場指揮所セット(*)	式	1						
担架セットⅡ型(*)	式	1						
応急手当セット(*)	式	1						
エアバックセーフティーマット(*)	個	2						
排送風機(*)	台	1						
耐電衣セット(*)	式	5						
発光ワイヤーローラー(*)	台	1						
乳幼児被災者用安全帯(*)	式	1						
エア救助マット(*)	式	1						
電動コンビツール(*)	式	1						
救助用作業台(*)	台	1						
根切りチェーンソー(*)	台	1						
折りたたみ式自転車(*)	台	1						
救急セット(*)	式	1						
水難救助用訓練人形(*)	体	1						
陸上救助用訓練人形(*)	体	1						

(*) 国有物品が含まれる品目である。

平成29年度 行政監査の結果に関する報告書

平成30年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852)22-6651 / FAX (0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp